

別表 1

区分名	内容	補助対象経費	補助率	補助限度額
店舗改修支援事業	店舗の魅力向上のための施設改修・整備、及び新設に対する補助。 対象となる事業は、下記のすべてを含む事業とする。 ①町内に所在する店舗であること。 ②改修によって店舗等のイメージが刷新されること。 ③事業費が 50 万円以上であること。 ④過去に本事業補助金が交付されていないこと。 ⑤大江町商工会の指導を受け、経営デザインシートを作成するもの。	工事費、施設整備費、施設改修費、設計費、デザイン料、コンサルタント料、備品購入費、その他町長が必要と認める経費 ※利用者の目に触れない場所（バックヤード、店舗の背面等）や営業活動に関連しない設備等は対象外	1/3	50 万円
新商品開発支援事業	新商品の開発に取り組むものに対する補助。 対象となる事業は、下記のすべてを含む事業とする。 ①取り扱う商品に類似した商品がないこと。 ②過去に提供していた商品でないこと。 ③新規性、独自性があること。	専門家謝金、専門家旅費、コンサルタント料、デザイン料、使用料、市場調査費、調査分析費、印刷製本費、消耗品費、備品購入費、原材料購入費、通信運搬費、	1/2	30 万円
既存商品リニューアル支援事業	既存商品の磨き上げに取り組むものに対する補助。 対象となる事業は、下記のすべてを含む事業とする。 ①性能、見た目、サービス内容等が大きく向上すること。 ②過去に改良実績のある商品でないこと。	試作費、外注加工費、会議費、研修受講料、その他町長が必要と認める経費 ※実際に販売する商品にかかる経費は対象外	1/2	20 万円
法人化支援事業	個人事業主が行う法人化に対する補助。	申請書類作成費（司法書士・行政書士等に支払う経費）、その他町長が必要と認める経費	1/2	10 万円
店舗 PR 支援事業	店舗等の P R を行うものに対する補助。 例) SNS 広告、テレビ CM、ラジオ、看板等	電子広告等による経費、工事費、その他町長が必要と認める経費	1/2	10 万円
デジタル化支援事業	デジタル化、DX化又はキャッシュレス決済の推進に対する補助。 例) HP 作成、POS システムにかかる初期費用	HP 作成費、備品購入費、その他町長が必要と認める経費	1/2	20 万円

※いずれも汎用性の高いもの、及び中古品の購入は補助対象外とする

※単なる経年劣化、破損による修繕は対象外とする